

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都足立区宮城一丁目 6 番 15 号

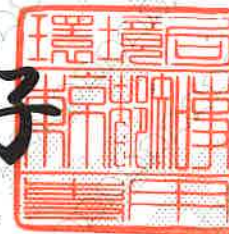
氏名 エスジー株式会社
代表取締役 塩貝 大

優良

第 14 条第 6 項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第 14 条の 2 第 1 項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 8 年 2 月 12 日

許可の有効年月日 令和 15 年 2 月 11 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

圧縮・梱包：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

(以上 7 種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区宮城一丁目 6 番 15 号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
圧縮・梱包	廃プラスチック類	365 (t/日)	691 (t/日)	令和 8 年 2 月 3 日	-----	-----
	紙くず	313 (t/日)				
	木くず	-----				
	繊維くず	128 (t/日)				
	金属くず	1122 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
	がれき類	-----				

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は都の承認を得た方法により行なうこと。

4 許可の更新・変更の状況

令和 3 年 2 月 12 日 新規許可

令和 8 年 2 月 12 日 更新許可 第 1 回

令和 8 年 7 月 10 日 変更許可 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類の変更

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)



東京都